

## 鞍手町脱炭素化推進戦略策定支援業務プロポーザル実施要項

鞍手町脱炭素化推進戦略策定支援業務プロポーザル実施要項（以下「本要項」という。）は、鞍手町脱炭素化推進戦略策定支援業務（以下「本業務」という）の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選考するために必要な事項を定めるものである。

### 第1 募集の趣旨

国は、2020年10月に「カーボンニュートラル」を宣言し、2021年4月には新たに「温室効果ガス排出量を2030年までに2013年比で46%削減」、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」の目標を掲げている。

本町では、将来にわたって地域住民が豊かな自然のなかで生きる喜びを感じ、健康で安心して暮らすことが出来る環境を次世代に引き継ぐため、2021年3月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、国が掲げる「温室効果ガス排出量を2030年までに2013年比で46%削減」、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現を目指すためにCO<sub>2</sub>排出量とエネルギー消費量の分析・整理を通して、効果的な戦略と削減対策を明確にし、脱炭素化シナリオ、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という）導入目標などを検討・策定することとしている。

本要項は、本業務を委託する専門的な事業者を選考するプロポーザルに関して、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 募集の基本方針

本業務は、環境省「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」のうち、2050年までの脱炭素社会を見据えて再エネ導入目標を策定する事業（第1号の1）」（以下「環境省補助金」という。）の交付を受けることを前提に実施するものであり、本事業は同補助金交付規程に従い、その業務内容及び契約形態を明確に区分し、実施するものである。

### 第3 業務概要

- 1 業務内容 別紙「鞍手町脱炭素化推進戦略策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- 2 委託費 上限9,592,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 3 履行期間 本業務契約締結日の翌日から令和5年2月28日まで

### 第4 募集要領

#### 1 選考方針

担当課が資格審査を実施し、本要項に定める要件を満たす提案者を2次審査対象として選考する。また、2次審査として「鞍手町脱炭素化推進戦略策定支援業務委託事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において、業務内容、プレゼンテーション、ヒアリング等の審査を行って、本業務の受託候補者となる事業者を選考する。

選考委員会の審査結果において、評価の最も高い提案者を受託候補者とし、次に評価の高い提案者を次点受託候補者とする。なお、このプロポーザルに参加した他の参加者の情報、選定結果及び評価点は公開しない。選定結果については、提案者全員に対し事後の結果のみ通知する。

## 2 スケジュール

参加表明の提出状況により、その後のスケジュールを短縮する場合がある。

項目	期日等
① 公告（公募開始）	令和4年6月6日（月）
② 質問受付開始（開始日翌日から7日間）	令和4年6月6日（月）
③ 質問受付終了	令和4年6月13日（月）
④ 質問回答	令和4年6月15日（水）
⑤ 参加表明書等の受付締切	令和4年6月22日（水）
⑥ 参加資格審査結果通知及び提案書提出要請書の送付	令和4年6月24日（金）
⑦ 提案書の受付開始	令和4年6月27日（月）
⑧ 提案書の受付終了	令和4年7月15日（金）
⑨ プレゼンテーション参加要請書の送付	令和4年7月19日（火）
⑩ プレゼンテーション審査	令和4年7月25日（月）※1
⑪ 結果通知	令和4年7月28日（木）
⑫ 個別交渉～契約締結（予定日）	令和4年7月29日（金） ～令和4年8月5日（金）※2

※1 応募状況に応じて、審査日を複数日設ける場合がある。その場合は、結果通知日が変更となる。

※2 環境省補助金の交付決定日により、契約日が前後する場合がある。

## 3 参加資格要件

選考に参加する事業者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、本プロポーザル公告日の時点において、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (4) 参加表明書提出時点において、鞍手町指名停止等措置要綱（平成26年鞍手町告示第89号）に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けていない者であること。ただし、参加表明書提出から選考結果の通知の日までの間に、鞍手町指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けた者は失格とする。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年鞍手町条例第15号）に規定する暴力団及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。

- (6) 国税、都道府県税及び市区町村税について、未納がないこと。
- (7) 直近5年間で、国または地方自治体における本業務と同種(※3)又は類似(※4)した業務を元請けとして履行した実績を有していること。

※3 同種業務

- ・地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定(支援)もしくは改定(支援)業務
- ・市町村の温室効果ガス削減計画又は市町村の環境基本計画策定(支援)業務

※4 類似業務

- ・地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定(支援)もしくは改定(支援)業務
- ・環境政策関連計画の策定(支援)もしくは改定(支援)業務
- ・再生可能エネルギーの活用に関連する調査(支援)もしくは計画策定(支援)業務

- (8) 複数企業により構成される共同企業体で参加する場合は、(1)から(6)の要件をすべての構成事業者が満たし、かつ(7)の要件を共同企業体として満たしていなければならない。また、次の事項に留意すること。

- ① 参加表明書を提出する際に、様式7 共同企業体協定書を提出し、この協定書に基づき本件委託業務を共同で行うこと。
- ② 代表事業者を定めること。なお、代表事業者及び構成事業者を変更することはできない。
- ③ 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同事業体に所属しながら自らが単独で参加することはできない。

#### 4 実施要項、資料類の配布

- (1) 配布期間 令和4年6月6日(月)から
- (2) 配布方法 実施要項、仕様書及び各様式は、鞍手町ホームページ内の本プロポーザルに係るページから必要に応じてダウンロードし、使用すること。

### 第5 プロポーザルの手続き

#### 1 実施要項等に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和4年6月6日(月)から令和4年6月13日(月)まで
- (2) 提出方法  
質問書(様式1)に記入し、メールにて提出すること。また、送信後、平日8時30分から17時15分までに電話で着信確認を行うこと(郵送による提出の場合は期間内必着のこと)。
- (3) 提出場所  
鞍手町役場 農政環境課 生活環境係  
住所 鞍手郡鞍手町大字中山3705番地  
電話 0949-42-2111(内線373)  
FAX 0949-42-5693【要着信確認】  
Email nousei@town.kurate.lg.jp【要着信確認】
- (4) 質問回答  
質問に対する回答は一括してとりまとめ、令和4年6月15日(水)に鞍手町ホームページ内にて掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しないこととし、回答内容は、本要項及び仕様書等の追加、修正事項として取り扱う。

## 2 参加資格審査に係る資料の提出

### (1) 提出期間

令和4年6月6日（月）から令和4年6月22日（水）まで

### (2) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送とする。

受付時間は、当該期間中の平日8時30分から17時15分までとする（郵送による提出の場合は期間内必着のこと）。

### (3) 提出場所

本要項「第5、1、(3) 提出場所」に同じ。

### (4) 提出書類

#### ① 様式等

ア 様式2 参加表明書

イ 様式3 暴力団排除に関する誓約書

ウ 様式4 委任状

エ 様式5 会社概要書

オ 直近3年間の財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）

カ 法人の印鑑証明書（交付から3か月以内のもの。複写可）

キ 法人の登記事項証明書（交付から3か月以内のもの。複写可）

ク 国税、県税、市町村民税の納税証明書（滞納がないことを証する書類で、発行後3か月以内。複写可。）

ケ 様式6 参加者の同種又は類似業務実績

コ 様式7 共同企業体協定書（※共同企業体のみ）

#### ② 提出部数

各1部（添付及び参考資料も同じ。）提出

共同企業体は、上記エからクについては全構成事業者分を提出すること。

### (5) 作成要領

#### ① 共通

提出する様式等の規格は、日本工業規格A列4番（以下「A4」という。）とする。ただし、添付及び参考資料についてはこの限りでないが、A4以上の場合はA4サイズに折り込んで提出すること。また、使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。

#### ② 様式2 参加表明書

代表者印を押印の上、提出すること。併せて、様式3から6及び納税証明書等の必要な書類を添付すること。

#### ③ 様式3 暴力団排除に関する契約書

単体企業は様式3-1、共同企業体は様式3-2を提出すること。

#### ④ 様式6 参加者の同種又は類似業務実績

直近5年間の同種又は類似業務実績を様式に5件以内で記入すること。また、複数の実績がある場合は、地方公共団体の実績を優先し記入し、記入した業務実績の契約書の鑑の写し等様式中記載の内容が正確に確認できる資料等の写しを添付すること。

⑤ 様式7 共同企業体協定書

構成事業者数に応じて適宜加除修正すること。ただし、様式内の条項及び内容は変更しないこと。

3 参加資格審査の実施方法

本要項「第5、2、(4) 提出書類」で提出された参加表明書等を基に本要項に定めた要件を満たしていることを確認した後、参加表明者の参加資格の可否を令和4年6月24日(金)に電子メールで通知する。なお、参加資格を認定された事業者に別途提案書提出要請書を発送する。

4 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)に係る提案書等の提出

(1) 提出期間

令和4年6月27日(月)から令和4年7月15日(金)まで

(2) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送とする。

受付時間は、当該期間中の平日8時30分から17時15分(期間末日は正午)までとする(郵送による提出の場合は期間内必着のこと)。

(3) 提出場所

本要項「第5、1、(3) 提出場所」に同じ。

(4) 提出書類

① 様式等

- ア 様式8 業務実施体制
- イ 様式9 業務提案書提出届
- ウ 任意様式 業務提案書
- エ 様式10 見積書

② 提出部数

- ア 様式8 10部
- イ 様式9 記名押印したものを1部
- ウ 任意様式 10部
- エ 様式10 記名押印したものを1部

(5) 作成要領

① 様式8 業務実施体制

配置を予定している者を全員記入すること。

② 任意様式 業務提案書

ア 業務内容や鞍手町の特性を十分に理解した上で、以下の内容を記載すること。

a 業務実施に当たっての基本的な考え方

本業務の目的・趣旨に照らして提案者の基本的な考え方、実施方針等を記載する。

b 進捗管理

契約締結から業務完了までの業務スケジュール案(工程表案)を記載する。

c 提案内容

実施する業務内容について、その提案理由を含め記載する。

イ A4縦片面又はA3横片面で作成（サイズ混在は認めない。）し、プレゼンテーションの持ち時間で説明可能な枚数内で簡潔にまとめること。なお、複数枚になる場合は、用紙左側をホッチキス2点留めで提出すること。

ウ 文字の大きさは、原則10.5ポイント以上（図表中を除く）とすること。また、文書を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用することは認めるが、別添の参考資料は認めない。

エ 業務提案書には、提案者を特定することができる内容の記述（社名や実績の名称など）は用いないこと。

オ 本プロポーザルに関わる資料等の作成及び提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。

### ③ 様式10 見積書

ア 見積金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、税率は10%で計算すること。

イ 見積金額が、本要項「第3、2 委託費」の上限を超えているものは失格とする。

## 5 プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法

### (1) プレゼンテーション及びヒアリング

審査は、提出された提案内容と、提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）により行うものとし、その実施方法は以下のとおりとする。

① プレゼンテーション等の出席者は4名以内とし、本業務を主として担当する者を1名以上必ず参加させること。

② プレゼンテーション等の開始時刻や場所等については、プレゼンテーション参加要請書に記載の上、令和4年7月19日（火）にメール及び書面で通知する。

③ プレゼンテーション等は、提出された提案内容に基づいて行うこととし、新たな内容の資料提示は認めない。プレゼンテーションに必要な図表等の資料は、必ず「任意様式 業務提案書」内に記載すること。

④ プレゼンテーションの持ち時間は30分以内とし、その後に審査委員からのヒアリングを10分程度予定する。詳細は別途プレゼンテーション参加要請書にて通知する。

⑤ プレゼンテーション等に参加しない場合は、審査の対象としない。

### (2) 審査方法及び結果の通知

提案内容及びプレゼンテーション及びヒアリングの内容に対し、選考委員会の付けた評価合計点が最も高い提案者を受託候補者とし、次に点数の高い提案者を次点受託候補者として選考する。ただし、各評価項目のうち1項目でも評価合計最低点を満たさない場合は、受託候補者として認めないものとする。なお、この審査に対する異議申し立てはできないものとする。また、審査結果は各参加者にメール及び書面で通知する。

### (3) 優先順位

評価合計点が最も高い提案者が複数いた場合は、次のとおり受託候補者を決定する。

① 当該提案者の各選考委員の合計点数を比較し、最も高い点数を付けた選考委員が多い者

② ①で同数の場合、各選考委員の合計点数の最高点と最低点（各1名）を除いた総点数上位者

③ 上記で決しない場合は、イ該当者間による抽選

(4) 1者提案

提案者が1者のみの場合であっても、提案内容、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、選考の可否を決定する。ただし、各評価項目のうち1項目でも評価合計最低点を満たさない場合は、受託候補者として認めないものとする。

(5) 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- ① 提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合
- ② 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- ③ その他、本要項に違反すると認められた場合
- ④ 選考委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- ⑤ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑥ 選考結果の通知の日から契約締結までの間に、鞍手町指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けた場合

(6) 評価方法

2次審査の評価項目及び評価基準、配点は、別紙「評価項目、評価基準及び配点表」のとおりとする。なお、審査に当たっては、提案内容における提案者の名前を伏した上で、選考委員会が評価する。

## 第6 契約・その他

### 1 業務契約

(1) 契約の締結

受託候補者として選考された者と各業務の契約交渉を行った上で、受託候補者が結果通知を受けた日から7日以内（土日祝日を含む。）に契約手続きを行う。ただし、この者が、契約締結までの間に本要項に定める失格となる条件に該当すると認める場合又は何らかの事故等により契約交渉が不可能となった場合は、その者との契約の締結を行わず、次点受託候補者を契約交渉の相手方とする。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、仕様書に基づくこととするほか、受託候補者と業務内容や諸条件について、協議の上、契約を締結する。ただし、契約の締結をもって契約者の業務提案書等で提案された事項を全て承認するものではない。また、各業務とも交付決定を受けた環境省補助金の交付申請内容などを考慮した上で、協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に対応させることができるものとする。

(3) 契約金額

本要項「第3、2 委託費」に定める上限金額以内とする。

### 2 その他

- (1) 提出書類の取り扱いについて、提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、鞍手町は、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、鞍手町情報公開条例（平成11年鞍手町条例第1号）に基

づき、参加表明書及び提案書等を公開することがある。なお、提出された書類は返却しない。

- (2) プロポーザル参加を辞退する場合は、直ちに参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 提出後の書類の差し替え、修正、追加などは認めない。
- (4) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的として行うものであり、必ずしも提案通りの業務内容を確認するものではない。
- (5) 本プロポーザルで知り得た情報は、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止する。

以上

別紙「評価項目、評価基準及び配点表」

評価項目	評価基準	委員1人当たりの持ち点 (※1)	評価合計最低点 (※2)
業務実施体制評価	(1) 本業務の目的や内容が適切に理解されているか。本業務への基本的考え方、実施方針が示されているか。 (2) 管理責任者や担当者が適正に配置され、役割分担が具体的に提示されているか。 (3) 実現性及び実効性のあるスケジュールになっているか。	25 (200)	100
「鞍手町脱炭素化推進戦略策定支援業務」の内容に関する提案	(1) 業務の目的を理解し、本町の現状や課題を的確に把握し、基礎資料の収集及び分析の手法が適切に示されているか。 (2) 本町の政策動向や関連計画を踏まえたCO <sub>2</sub> 排出量の将来推計の適切な検討手法が示されているか。 (3) 将来ビジョン、脱炭素シナリオ作成について、具体的な調査検討方法の提案があるか。 (4) 実現可能性の高い再生可能エネルギー導入目標とするための考え方、手法が示されているか。 (5) 政策方針や重要施策構想の作成について、必要な取組や考え方の検討方法は適切か。	65 (520)	260
プレゼンテーション及びヒアリング	(1) プレゼンテーションが分かり易く、説得力があるか。 質疑への応答は適切であるか。 (2) 業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。	10 (80)	40

※1 ( )内は委員1人当たりの持ち点を全委員分合計した点数

※2 項目別の評価合計最低得点を超える参加者を候補者として選考対象とする。